

## 転入・転出等による、子ども会安全共済会の資格移動について

引っ越しなどにより、子ども会会員が新たに加入する場合や、退会してしまう場合のお手続きは、以下のとおりです。

### ◎引っ越してきました！（伊勢原市で加入したい）

以前住んでいたところで安全共済会に入っていましたか？

#### ☆入っていた

- ・ ネット申込画面から、【加入者情報】 > 【追加】で他の人と同様に新規入力
  - ・ 【備考欄】に以下を入力  
〇〇市子ども会育成会連絡協議会 〇〇子ども会(引っ越し前の市区町村子連名、単子子ども会名)から〇月〇日に転入
  - ・ 画面上にある【？お問い合わせ】より「転入手続き完了」と入力し「送信」
- ※ご不明な点は事務局へお問合せください。

※神奈川県外の場合、別途神子連分会費等が必要となります。個別に対応させていただきます。

#### ☆入っていなかった

- 単子子ども会から新規（追加）加入のお手続きをしてください。（[P4.6 加入者情報の登録](#)を参照）
- ※以前安全共済会に入っていたか分からない場合は、子ども会名や、引っ越し前の住所を確認しておいてください。事務局から、全子連（安全共済会運営元）へ問い合わせます。

転入手続きの詳細は、下の QR コードからマニュアルの P14 をご確認ください。



### ◎引っ越します！

引っ越し先で子ども会安全共済会に加入しますか？

#### ☆加入しません・・・特別な手続きはありません

※引っ越し先で安全共済会に入らない場合でも、安全共済会費の返金はありません。

#### ☆加入します

※役員さんへ

引っ越し前に加入していた「市子連名（伊勢原市子ども会育成会連絡協議会）」「単子子ども会名」「単子子ども会番号」「会員番号（共済会加入者登録リストの No.（通し番号）」をご本人にお伝えいただくとスムーズです。

#### →市外へ引っ越します

転居先の子ども会で、伊勢原市で安全共済会に入っていたこと伝えてください。

#### →市内で転居します

転居先の子ども会のご担当者へ、引っ越し前に加入していた「単子子ども会名」「単子子ども会番号」「会員番号（共済会加入者登録リストの No.（通し番号）」を伝えてください。



# 安全共済会共済金給付請求について

賠償責任保険を使用する可能性があるときは、現場の写真を撮影しておきましょう。手続きの詳細はお問合せください。

『子ども会活動中』に事故が起きてしまったら、まずは**応急処置**を行い、病院等への手配等が済んだ後、次の手順で共済金の給付を申請してください。

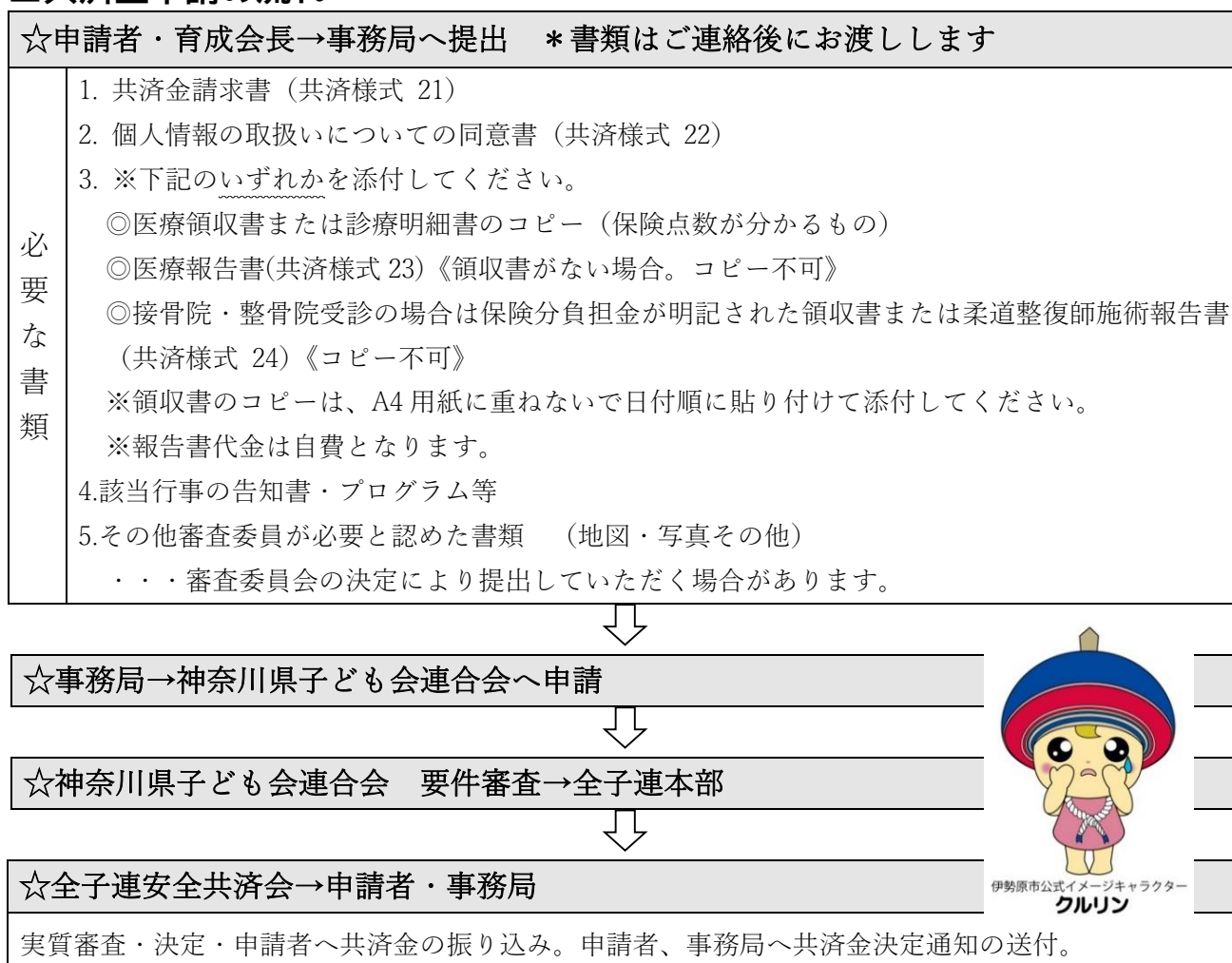
## 1. 事故報告(第一報)

- \* 事故が起きたら、**1週間以内**に事務局(青少年課)に第一報をご連絡ください。  
併せて、地区の会長さんに報告をお願いします。

## 2. 共済金給付給付請求申請

- \* ケガが完治したら、治癒の判定を受けた日から **25日以内**に事務局窓口にて、つぎの要領で共済金給付申請をしてください。ただし、事故発生日からその日を含めて180日を限度とします。

## ■共済金申請の流れ



※柔道整復師施術報告書(共済様式 24)は、文書費用が発生しない場合のみ提出してください。

文書費用を請求される場合は、保険分負担金明記の領収書または明細書をもって提出してください。

☆各書類は事務局(伊勢原市こどもみらい部こども若者支援課)にあります。

お問い合わせ先 **電話** 0463(94)4647(月～金 9:00-17:00、祝日、年末年始を除く)

**Email** seisyounen@isehara-city.jp

事故が起きたら、まずこども若者支援課に連絡を!